

【Reference Review 64-1号の研究動向・全分野から】

## フィンテックについて

商学部教授 広瀬 憲三

近年、フィンテックという言葉が新聞等でよく取りあげられる。

フィンテック (FinTech) とは、金融 (Financial) と技術 (Technology) を合わせた造語であり IT 技術を活用した新たな金融サービスである。フィンテックが注目されるようになったのは、リーマンショックの頃からといわれる。2008年9月に起きたリーマンショック (投資銀行であるリーマンブラザーズがサブプライムローンといわれる住宅ローンで大損出をだし破綻、世界的な金融不安が生じた) 後、IT 技術とインターネットを活用し、資金決済サービスや貸し手と借り手を仲介するといった金融サービスを提供するベンチャー企業が現れるようになった。その背景には、カメラ、生体認証機能などを備えた高性能な「スマホ」が急速に普及し、クラウド機能、AI 性能が高まり、大量のデータの分析が容易になったこと、分散型台帳技術などインターネット環境での台帳管理技術が進んだことが上げられる。その結果、Google、Apple のような IT 企業が新たな金融サービスを提供するようになり、従来は金融機関のみが行っていた送金、融資や家計管理、企業の財務管理などを行っており、伝統的な金融機関にとっては脅威となっている。

三輪純平論文 (「金融庁における FinTech への取り組み」『信託』273号 2018年2月) は、日本のフィンテックの現状、海外との比較、金融庁の取り組みなどを紹介している。日本と海外の金融サービスの比較では、日本の金融機関は、「高機能な ATM を基礎に、高い安全性を確保し、高水準のサービスを提供」しており、1990年代からはネット銀行、プリペイドカード、電子マネーも拡大しているが、海外の金融機関のように企業の資金管理の効率化

をサポートするキャッシュマネジメントサービスのような金融と IT を活用したフィンテックの分野で遅れをとっており、金融機関の IT への投資も米国は新たな開発のための攻めの投資に対し、日本は既存システムの管理など守りの投資が多く IT エンジニアの雇用割合でも大きな差があるのが現状であると指摘している。このような現状を踏まえ、三輪論文は金融庁の取組みとして、「①銀行法を改正し、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを推進するための環境を整備し、② IT 分野の技術革新の実用化等を促進するため、フィンテック企業に対する支援態勢を整備、③企業の財務・決済プロセスの効率化をはじめとする決済高度化を推進、④海外当局との間におけるフィンテックに係わる協力枠組みの構築等の国際的なネットワークの強化」などについて紹介している。

築田論文 (「フィンテック時代の金融サービス産業—イノベーションと新たな競争戦略—」『大銀協フォーラム研究助成論文集』22号 2018年2月) は、フィンテックに対するイギリス、シンガポール政府の取組みについて述べている。築田論文によると、イギリスでは、2014年から開始した金融行為規制機構による Project Innovate が中心であり、「金融分野における破壊的イノベーションを通じた競争促進と競争力の強化を目的」としており、シンガポールでは、2014年11月にシェンロン首相により打ち出されたスマート国家構想でフィンテック分野のイノベーションを後押しすることが述べられており、シンガポール金融管理局は2015年よりフィンテックスタートアップ企業のエコシステム構築を支援している。さらに「毎年のようにシンガポールでフィンテック関連国際

イベントを開催し、世界中にシンガポールのフィンテック企業を紹介するとともに投資の呼び込み活動もしている。

日本においても、金融とITとの融合の重要性と将来的な可能性を見据え、金融庁は2015年12月に「FinTechサポートデスク」を設置し、2017年9月には、「FinTech実証実験ハブ」を設置している。日本銀行も2016年4月に決済機構局にフィンテックセンターを新設している。また、2017年には銀行法が改正され、銀行のAPI（Application Programming Interface）の利用が可能となり、アプリ利用者が許可すれば、銀行振り込みを外部アプリから行うことや会計ソフト、家計ソフトなどのアプリが銀行取引明細を取り出すことが可能となった。みずほ銀行がスマホを通じて自分の銀行口座から「SUICA」にチャージできるサービスなどはこの法律の改正によって可能となった。

ITの急速な発展により、ITと金融とが結びついたフィンテックはこれからも多くのビジネスチャンスをもたらすだけでなく、ビジネスのあり方自体、業界の区分も大きく変えていくだろう。各国政府も様々な実証実験等に対し支援を行い、フィンテックの発展を後押ししている。

一方、三輪論文でも指摘しているように、業界間での垣根が低くなっている中、「楽天は銀行を作ることができるが銀行は楽天を作ることができない」といわれるように、日本では業界ごとで規制、ルールが異なっている。政府として統一したルールを作らなければ健全な競争が行えないかもしれない。それ以外にもプライバシー保護の問題、セキュリティの問題もある。今後、日本はフィンテックの発展のためにこれらの諸問題にどう対応していくか注目したい。

## 【Reference Review 64-1 号の研究動向・全分野から】

### 観光まちづくり

人間福祉学部准教授 大熊 省三

近年、地域を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化や大都市への一極集中が本格的に進行する中で、「衰退」という厳しい現状にある。2018年6月15日に閣議決定された、「未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」では、観光施策に関して、①観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に ②観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に ③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に、と記されている。日本創生、地域再生という視点から、観光まちづくりは地域経済の活性化や雇用機会の創出、地域の人の意識改革を図る切り札として重要な役割を担っている。観光立国、地域活性化戦略は、わが国の喫緊の課題である。

一方、2017年には訪日外国人旅行者数が2869万人となり、その消費額も4.4兆円に達している。いわゆる、インバウンド観光促進政策は大成功を

している。このため、従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、訪日外国人旅行者数、2020年目標は4000万人。2030年は6000万人という新たな目標に向かって進んでいる。2014年には、ちょうど半分が目標とされていた。（2014年目標：2020年2000万人、2030年3000万人）

このような背景の基、人口減少、少子高齢化に悩む地方の都市にとって、インバウンドを含む観光による国内外の交流人口の拡大や、文化財、伝統芸能、文化遺産等の活用は、まちづくり、地域活性化のための有効な手段となりうる。

こういった、「観光まちづくり」への取り組みが、日本全国の市町村レベルで研究され、実践されていくことが指摘されていると同時に、学術的にも事例の紹介だけではなく、深耕する必要がある。

西田安慶「観光まちづくりによる地域創生」『税